



家庭ごみの分け方・出し方

問 ごみ減量推進課 ☎ 849-5374 FAX 848-1821

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

ごみの出し方基本ルール・分類

収集日の午前8時45分までに、45リットル以下の無色透明・白色半透明のポリ袋で、決められた場所に排出を！

P80

一般ごみ

 靴、草履	 グローブ等(革製品)
 かばん	 アルミカップ
 CD・DVD、ビデオ・カセットテープ	 プラスチック製のコップ・バケツなど
 プラスチック製のスプーン・ストロー	 プラスチック製ライター

P81

ペットボトル・プラスチック製容器包装

 ペットボトル	 ペットボトルのふた・ラベル
 チューブ・ボトル容器類	 発泡スチロール
 ビニール袋、お菓子の袋、レジ袋、詰替え用洗剤の袋	
 食品品の容器、パック、トレイ	

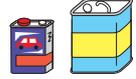
P82

空き缶、びん・ガラス類

 スチール缶、アルミ缶	 カセットポンプ、スプレー缶
 菓子缶、缶詰の缶	 食用油、海苔などの缶
 飲料、調味料などのびん	 化粧びん、耐熱ガラス
 ガラス製品	 板ガラス

P84

粗大ごみ

 草花・落葉、剪定枝	 小型家電製品
 金物類	 陶器類
 鏡類	 乾電池、電球、蛍光灯
 木製品類	 オイル缶、一斗缶等

P82

紙類(新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ)

 新聞紙	 段ボール
 雑誌、書籍	 パンフレット、ポスター
 チラシ、ダイレクトメール	 カタログ、フリーペーパー
 食品やティッシュペーパーの箱	 シュレッダー

雑誌・雑がみ

P88 ごみ出しの支援

P89 ごみ処理券について・家電4品目の処理方法

P90 パソコン・小型家電・水銀使用廃製品・その他のリサイクル

P91 ごみの減量にチャレンジ!

P92 市が収集及び処理しない主なごみの一覧

P93 収集する曜日の確認方法

P94, 95 枚方市家庭ごみの地域別収集日程表

一般ごみ

家庭から排出される生ごみや衣類、小型の燃えるごみ（プラスチック製や革製などの小型商品）などが対象となります。なお、排出するときは、無色透明、白色半透明（中身が確認できる程度）で45リットル以下のポリ袋を使用し、袋からはみ出さないように袋の口をしっかりとくくってください。

家庭から排出される一般ごみ

1. 一般ごみの主な品目

<p>生ごみ類 料理くず、残飯・茶殻、卵の殻、貝殻・魚のあらなど 【注意】水分の多いごみは水切りをしてください。</p> 	<p>食用油 【注意】布や紙にしみこませるか油凝固等で固めてください。また、月1回の出張回収を行っています（※1）。</p> 	<p>紙おむつ 【注意】汚物は取り除きトイレに流してください。また、溜めずに他の一般ごみと一緒に、その都度、出してください。</p> 
<p>紙類(市の古紙回収に出せないもの) ティッシュ、キッチンペーパー、紙コップ、汚れた紙など</p> 	<p>布類 雑巾、ハンカチ、タオルなど</p> 	<p>竹串・割り箸・つまようじなど鋭利なもの 【注意】ごみ袋が破れる原因となりますので、折り曲げたり、紙で包むなどして袋の中ほどに入れて出してください。</p> 

その他、小型の燃えるごみ(プラスチック製や革製などの小型商品)

ゴム製品、ナイロン、スポンジ類、履物(革靴、スニーカー、サンダル)、かばん類、使い捨てカイロ、ポンプ類(シャンプー・リンス等のノズル)、アルミ箔、プラスチック製のライター等



以下のものはプラスチック製の『一般ごみ』です。

<p>紙パック用のストロー</p> 	<p>ハンガー</p> 	<p>食器類</p> 	<p>スプーン・フォーク</p> 
<p>洗面器、バケツ、プランター等</p> 	<p>歯ブラシ、ビーチサンダル</p> 	<p>おもちゃ類</p> 	<p>カセット・ビデオテープ、CD・DVDなど</p> 

【注意事項】

- ①プラスチック製容器包装マーク  がついているものは、『ペットボトル・プラスチック製容器包装』のごみとして出してください(81ページ参照)。
- ②45リットル以下のポリ袋に収まるものが対象。収まらないものは、『粗大ごみ』としてお申し込みください。

※1廃油(食用油)の出張回収と「環境にやさしい」石けんキャンペーンは、「[広報ひらかた](#)」でご確認ください。

2. 草花・落葉の取り扱いについて

1袋すべてが草花・落葉の場合は、『粗ごみ』の扱いとなりますが、週の後半にあたる収集日(木曜日・金曜日)に限り、1世帯1袋のみ『一般ごみ』として収集を行います。

【注意事項】

- ①排出する場合は、紙に名前を書き、確認しやすい位置に貼ってください。
- ②2袋以上排出する場合や剪定枝は『粗ごみ』として出してください。



ペットボトル・プラスチック製容器包装

家庭から排出されるペットボトルとプラスチック製容器包装が対象となります。なお、排出するときは、無色透明、白色半透明(中身が確認できる程度)で45リットル以下のポリ袋を使用し、袋からはみ出さないように袋の口をしっかりとかくってください。

1. 対象品目に付加されているマーク

ペットボトルマーク	内容	プラスチック製容器包装マーク	内容
 PET	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルできるペットボトルであることを示しています。 飲料、しょう油、酒などの容器に表示されています。 		<ul style="list-style-type: none"> リサイクルできるプラスチック製容器包装であることを示しています。

2. 家庭から排出されるペットボトル・プラスチック製容器包装

ペットボトル、プラスチックのボトル類、チューブ類

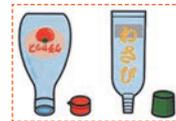
※ふたは外して一緒に出してください。また、ノズルは『一般ごみ』に出してください。



● ペットボトル、食用油、ドレッシング、つゆ、乳酸菌飲料などの容器



● 洗剤、シャンプー・リンス、化粧品、うがい薬、目薬などの容器



● ケチャップ、ねりわさび、歯磨き粉などのチューブ

プラスチック製のカップ・パック類、トレイ類



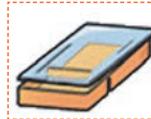
● カップめん、ゼリー、プリンなどのカップ



● 卵のパック、ハムや日用品などのパック



● 薬、化粧品、日用品などのケース



● コンビニ弁当、納豆、豆腐などの容器、お菓子類の仕切トレイなど



プラスチック製の袋・ラップ類



● パン、お菓子、野菜などの袋、飴などの包み(個包装)



● 生鮮食品、コンビニ弁当などのラップ、カップめんなどの外側フィルム

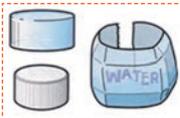


● インスタント食品、冷凍食品などの袋



● レジ袋、衣料品、トイレトパーパー、日用品、詰替用洗剤の袋

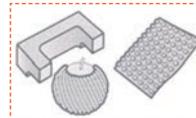
その他のプラスチック製容器包装



● ペットボトル、スプレー缶、ガラスびんなどのふたやラベル



● みかん、たまねぎなどのネット



● 果物、家電製品など商品を保護する発泡スチロールやシート

【注意事項】

- 洗剤などの液体が入ったものや食品の残りかすはできるだけ取り除いてから出してください。
- 次のようなプラスチック製品等は『ペットボトル・プラスチック製容器包装』ではありません。45リットル以下のポリ袋に収まるものについては『一般ごみ』に出してください。



※洗面器、バケツ、プランター(小さいもの)、おもちゃ、ビデオテープ、DVD、CDなど

空き缶、びん・ガラス類

家庭から排出されるスチール・アルミの空き缶、びん・ガラス類が対象となります。なお、排出するときは、中身を使い切り、無色透明・白色半透明（中身が確認できる程度）で45リットル以下のポリ袋を使用し、袋からはみ出さないように袋の口をしっかりとくっつけてください。

1. 空き缶類

飲料缶

●アルミ缶は地域の集団回収に出しましょう。



菓子缶、缶詰の缶



食用油、海苔などの缶



カセットボンベ、スプレー缶



中身が残っているカセットボンベ、スプレー缶などの処分にお困りの場合は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時に『穂谷川清掃工場』、『東部清掃工場』で、引き取りを行っていますので、直接各工場までお持ちください。また、出張回収は「[広報ひらかた](#)」でご確認ください。

2. びん・ガラス類

飲料・調味料などのびん



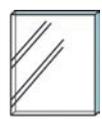
ガラス製品



化粧びん、耐熱ガラス



板ガラス



【注意事項】

- 中身は、空にして出してください。
- 金属製のふたは、一緒に出してください。また、プラスチック製のふたは、『ペットボトル・プラスチック製容器包装』として出してください。
- 割れたびん・ガラス類は新聞紙等で包み『ガラス危険』と書いてください。
- 割れた蛍光灯・電球や陶器類、鏡、ワイヤー入りガラス、モーターオイルの空き缶・一斗缶の空き缶などは『粗ごみ』です。『粗大ごみ予約センター』（87ページ参照）にお申し込みください。



紙類（新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ）

家庭から排出される紙類（新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ）が対象となります。ひもくりまたは紙袋にいれて排出してください。（段ボールのみひとまとめで排出できます。）ひもはビニールもしくは紙の素材のものを使ってください。ポリ袋はシュレッター紙を排出する場合のみ使用可能です。

新聞紙



段ボール



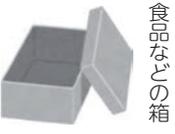
雑誌・雑がみ



【注意事項】

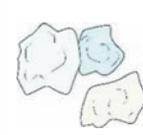
- 紙類は必ず朝の8時45分までにしてください。
- 空き缶、びん・ガラス類と紙類は分けて出してください。
- 空き缶、びん・ガラス類と回収者が異なるため、収集時刻は別になります。
- 雨の日でも排出できます。
- 新聞社等の古紙回収用のポリ袋では出せません。
- 新聞紙の折り込み広告は新聞紙とまとめて出せます。
- ポリ袋に入れて出せるのはシュレッター紙に限ります。
- シュレッター紙は無色透明もしくは白色半透明で45リットル以下のポリ袋に入れてください。
- 会社、商店、工場など、事業活動に伴って出たごみは、市では収集しません。

雑がみとして出せるもの

書籍	パンフレット	チラシ	ポスター	フリーペーパー	カタログ	ダイレクトメール
						
▲ プラやラミネート加工されているものは一般ごみへ						
牛乳パック	食品などの箱	包装紙	ティッシュペーパーの箱	紙芯	紙製ファイル	封筒
						
▲ 切って開いて乾かしてから出してください	▲ プラ加工されているものは一般ごみへ	▲ 取り出し口のビニールは外してください		▲ 留め具などは外してください	▲ 窓付き封筒の窓は外してプラへ	
はがき	たばこの箱	紙袋	コピー用紙	ノート	メモ用紙	シユレッター紙
						
▲ 圧着はがきは一般ごみへ	▲ 内側の銀紙は一般ごみへ	▲ 持ち手のひもや、プラは一般ごみへ			▲ 金属の部分は外してください	▲ 雑がみとして出せない紙は混ぜないでください

※細かい雑がみは紙の空き箱に入れるか、冊子の間に挟むと出しやすくなります。

市の古紙回収に出せないもの

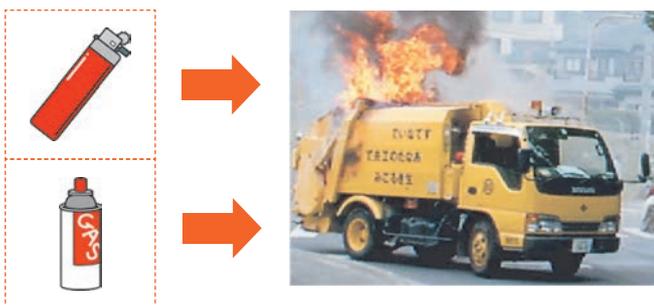
汚れた紙	石けんや洗剤の箱	ガムテープ	包装紙(アルミ付き)	ティッシュ	キッチンペーパー
					
▲ 油や食べかすなどで汚れた紙は一般ごみ	▲ においのついたものは一般ごみ	▲ 粘着性のあるものは一般ごみ	▲ アルミのついたものは一般ごみ	▲ 水に溶けにくいので一般ごみ	
紙コップ	カップ麺の容器	ヨーグルトの容器	アイスクリームの容器	ポイント	プラスチックで加工された紙
					
	▲ 防水加工されたものは、一般ごみ			▲ 迷った時は、破ってみましょう！ きれいに破れる→雑がみ きれいに破れない→一般ごみ	

カセットボンベやライター等が原因で収集車の火災事故が発生しています。ごみ出しルールを守りましょう。

ライター

『中身を使い切り』、『1日ほど水に浸して』から以下のとおり、出してください。

- プラスチック製のライターは『一般ごみ』(80ページ参照)へ
- 金属製のライターは『粗ごみ』(84ページ参照)へ



ライター用ガスボンベ、ライター用オイル缶、カセットボンベ、スプレー缶など

- 中身を使い切ってから『空き缶、びん・ガラス類』(82ページ参照)に出してください。



ガステーブル、ガスコンロ、湯沸かし器、ストーブなど

- 着火用電池は必ず取り外してから出してください(石油ストーブは、タンク内と本体底の燃料を抜いてください)。



小型充電式電池

(モバイルバッテリー、コードレスクリーナー、電動アシスト自転車などに使用されています)

- 市では収集・処理を行いません。ご不要となった充電式電池は、協力店にあるリサイクルボックスに出してください(90ページ参照)。

粗大ごみ(粗ごみ・大型ごみ・臨時ごみ・持ち込みごみ)の分類について

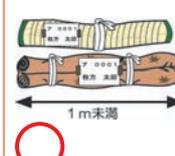
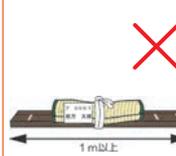
粗ごみ(月1回6点まで無料)

粗ごみは、幅・奥行き・高さが1m未満のもの(『一般ごみ』、『空き缶、びん・ガラス類』、『紙類』、『ペットボトル・プラスチック製容器包装』、『大型ごみ指定品目』を除く)で、材質に金属製、木製、陶磁器等が含まれるものです。

対象品目	
1. 幅・奥行き・高さが1m未満の粗ごみ	
小型家電製品 (電話機、アイロン、炊飯器など) 	乾電池、電球、蛍光灯(環型・電球型)など 
陶器類(茶碗、花瓶、植木鉢など) 	
台所用品(鍋、やかん、フライパンなど) 	オイル缶、一斗缶など 
プラスチック製品など 	
草木類(草花、落葉、剪定枝など) 	木製品類(コルクボード、すのこ、将棋セット、進物用の木箱など)  <p>※木製品の中でも、割り箸や竹串など食品の汚れが付着したものに限り『一般ごみ』での排出は可能です。</p>
2. 幅・奥行き・高さが1m以上の粗ごみ(例外)	
かさ、蛍光灯(直管型)、ほうき、モップ、虫取り網 	釣り竿、ギター、バット、竹刀、ゴルフクラブ(専用のケースに入れて排出も可) 

※上記以外にも棒状の商品等で対象となるものがあります。詳しくは『粗大ごみ予約センター(87ページ参照)』へお問い合わせください。

粗ごみの点数の数え方と正しい排出方法

	正しい排出方法	誤った排出方法
ポリ袋に入れて排出(1袋が1点) ※45リットル以下で無色透明・白色半透明のポリ袋を利用し、袋からはみ出さないようにして袋の口をしっかりとくってください。		
段ボール箱に入れて排出(1箱が1点) ※幅・奥行き・高さの合計が1.3m以内の段ボール箱を利用し、箱からはみ出さないようにしてください。		
ひもくりで排出(1束が1点) ※排出するごみは1m未満のもので、かつ、1.5m以下のひもでくくれる範囲のものが対象となります。		

排出時の注意点

- 粗ごみの申し込みは87ページをご確認ください。
 - 1世帯につき、月1回6点まで無料。
- 申し込み回数が月1回を超えたり、申し込み点数が6点を超える場合は『臨時ごみ』(有料)でお申し込みください。
- ポリ袋や段ボール箱、ひもくりで排出する場合は、各1点の重さを10キログラム以下にしてください。
 - 申し込み後に変更や取り消しがある場合
 - ①申し込み後に収集日の変更や取り消しをする場合には、収集日前日の午前中までに『粗大ごみ予約センター』(87ページ参照)へ連絡してください。
 - ②排出点数や品目に変更がある場合でも、合計6点以内であれば変更の連絡は不要です。ただし、排出時に変更内容がわかるようにしてください。
- 例) 粗ごみ5点の申し込みを3点に変更する場合



→すべて「粗大ごみ予約センター」への予約が必要です。(87ページ参照)

大型ごみ(有料)

大型ごみは、家庭から排出されるごみのうち、幅・奥行き・高さの1辺が1m以上の『サイズ判断品目』と市が指定する『指定品目』があります。

対象品目 ※すべての辺が1m未満のごみでも『指定品目』に該当するものは、『大型ごみ』の扱いとなります。
 ※1m以上のものでも『粗ごみ』として排出できる品目があります。
 ※分解できるものは、1m未満に分解すると『粗ごみ』として出せます。

1. 主な『サイズ判断品目』以下により金額が変わります

- 幅・奥行き・高さのうち1辺が1m以上のもの:300円
- 幅・奥行き・高さのうち2辺が1m以上のもの:600円

【趣味用品】

- サーフボード ●スキー板等 ●水槽
- ペット小屋(檻(おり)または2m以上のものは不可)

【その他】

- 畳(1枚1点)
- 物干し竿・ポール(3本1点)
- 波板・トタン(5枚1点)
- 建具(障子など)(1枚1点)
- 門扉(鉄・鋳物製は不可)
- フェンス(鉄・鋳物製は不可)
- 草刈り機・芝刈り機(エンジン付きは不可)



【敷物類】

- ウッドカーペット
- じゅうたん

【家具等】

- ベッド・2段ベッド・ベビーベッド(スプリングマットレスは指定品目)
- 家電製品等(照明器具を含む)
- 鏡台、机・テーブル類(椅子など付属品は別扱い)
- 椅子・ソファー、家具調こたつ
- カラーボックス、下駄箱、食器棚
- タンス類・チェスト、テレビ台
- ラック類、レンジ台、ロッカー



2. 主な『指定品目』:品目ごとに金額が変わります

【家電用品】

品目	金額
ミシン(卓上型) ※おもちゃは「粗ごみ」に出してください。	300円
ミシン(卓上型以外) ※業務用は収集及び処理ができません。	600円
食器洗い乾燥機 ※食器乾燥機は「粗ごみ」に出してください。	600円
電子レンジ・オーブンレンジ ※ビルドインタイプを除く	600円
コピー機 ※業務用は収集及び処理ができません。	600円
冷風機・冷風扇	600円

【趣味用品等】

品目	金額
編み機 ※おもちゃは「粗ごみ」に出してください。	300円
ランニングマシン ※サイクリングマシン、エアロバイクを含む	600円
パチンコ台・スロットマシン	900円
マッサージ機(ソファー・ベッド式) ※座椅子、折りたたみ式を除く	1,200円
ゲーム機(テーブル型)	1,800円
電子ピアノ・オルガン ※ピアノは収集及び処理ができません。	1,800円
マージャン台(電動式)	1,800円

【乗り物、台所用品、その他】

品目	金額
自転車(子ども用三輪車は粗ごみ) ※電動式はバッテリーを外して(バッテリーは販売店に相談してください。)出してください。 ※自転車(電動を除く)の出張回収は「広報ひらかた」でご確認ください。	300円
車椅子、乳母車(ベビーカー) ※折りたたみ式は「粗ごみ」に出してください。	300円
手押し一輪車(ねこ車)	300円
焼却炉(家庭用簡易炉に限る)	300円
洗面台、流し台、調理台、ガス台 ※家屋の工事に伴うものは、請負業者に処理(処分)まで依頼してください。また、2m以上のものは収集及び処理ができません。	600円
流し台、調理台、ガス台にレンジ、オーブン、食器洗い乾燥機がついているもの。 ※家屋の工事に伴うものは、請負業者に処理(処分)まで依頼してください。また、2m以上のものは収集及び処理ができません。	900円
スプリングマットレス ※1枚につき1点	1,800円



排出時の注意点

- 大型ごみの申し込み回数や排出できる量に制限があります。1世帯につき、月1回6点まで申し込みができません。
申し込み回数が月1回を超えたり、申し込み点数が6点を超える場合は『臨時ごみ』(有料)でお申し込みください。

- 大型ごみは1点から有料。(枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】) サイズや品目により金額が異なります。(300円~1,800円)
- 大型ごみは、サイズや品目により金額が異なりますので、品目や点数に変更がある場合は収集日の前日の午前中までに「粗大ごみ予約センター」(87ページ参照)まで連絡をしてください。

→すべて「粗大ごみ予約センター」への予約が必要です。(87ページ参照)

臨時ごみ(有料)

家庭から排出されるごみのうち、引越しや片付けなどで排出される『粗ごみ』や『大型ごみ』が該当します。また、粗大ごみの申し込み点数が6点を超過する場合や、同一月にそれぞれを2回以上申し込みされる場合も『臨時ごみ』としての取り扱いになります。

排出時の注意点

●申し込み回数1回につき、『基本手数料』として1,200円分のごみ処理券が必要

●『基本手数料』に『区分手数料』を加えた金額になります。

『粗ごみ』は5点ごとに300円、『大型ごみ』は品目ごとに設定されている金額(枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】)

●『一般ごみ』、『空き缶、びん・ガラス類』、『紙類』、『ペットボトル・プラスチック製容器包装』は、該当しません。各種指定の排出日、場所に出してください。

●収集予定日の午前収集分は午前8時45分までに、午後収集分は午後1時までに自宅の前または、指定排出場所に出してください。

収集時には必ず立ち会いが必要となります。

●次の場合には、収集ができません。

- ①立ち会がない場合
- ②ごみ処理券が不足している場合
- ③ごみ出しルールが守られていない場合

持込みごみ(有料)

家庭から排出されるごみのうち、『粗ごみ』、『大型ごみ』を穂谷川清掃工場に直接持ち込みをされる場合。

【穂谷川清掃工場】所在地：田口5丁目1番1号
持ち込み可能日時：祝日を含む月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の午後1時から午後3時30分まで
※午前中や水曜日・土曜日・日曜日及び正月休みは持ち込みができません。

排出時の注意点

●予約(87ページ参照)せずに、清掃工場での直接申込はできません。

●『粗ごみ』は5点ごとに300円、『大型ごみ』は品目ごとに設定されている手数料が必要になります。(枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】)

●次のような場合は、持ち込みができません。

- ①事業系ごみや他市のごみ、他人の依頼を受けての持ち込みはできません。申込者本人が持ち込みをしてください。なお、本人確認のため、身分証明書の提示が必要となります。
- ②車の荷台に粗ごみを散乱した状態での持ち込みはできません。
- ③『一般ごみ』、『空き缶、びん・ガラス類』、『ペットボトル・プラスチック製容器包装』または市で収集及び処理しないごみ(92ページ参照)は持ち込みができません。

※申込者以外の人でも同一世帯であれば持ち込むことはできますが、住所の確認ができるもの(免許証、健康保険証など)を提示していただきます。申込者以外の方が持ち込まれる場合は、事前に穂谷川資源循環センターまで相談してください。

※電話予約後でも、現地確認により持ち込みをお断りする場合があります。

動物の死体(『穂谷川清掃工場』へ直接持ち込む場合や、のら犬・のら猫などの収集は無料)

『動物の死体』(犬や猫、その他小動物を含む)の収集は、家庭ごみ業務第1課で行っています。

●穂谷川清掃工場へ直接持ち込む場合や、のら犬、のら猫などは【無料】です。いずれも『粗大ごみ予約センター』へ連絡をしてください。

●家畜や営利目的の動物死体は収集及び処理を行いません。

【穂谷川清掃工場】所在地：田口5丁目1番1号
持ち込み可能日時：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

【収集が必要な場合】

●ペットの収集を申し込む場合、1体につき1,200円の動物処理券(89ページ参照)が必要になります。

●箱か袋に入れて、動物処理券に氏名、受付番号を記入の上、貼って出してください。

※焼却炉の損傷を防止するため、箱や袋の中には副葬品(ペットの愛用品や思い出の品等)を入れないでください。

●月曜日から金曜日の午後4時までの申し込みについては当日中に収集します。それ以降の申し込みについては、翌日の午前中の収集となります。(金曜日の午後4時以降の申し込み分は翌週の月曜日の午前中になります。)

粗大ごみ(粗ごみ・大型ごみ・臨時ごみ・持ち込みごみ)、動物の死体の出し方

申し込みは「粗大ごみ予約センター」へ

電話による申し込み(☎0120-66-8153) 受付時間:午前9時～午後7時(祝日を含む月～金曜日)

①必要事項をお聞きします。

- 電話番号、氏名、住所
- 戸建住宅か集合住宅か



【集合住宅の場合】

指定場所(ごみ置き場や階段下等)での収集です。

【戸建住宅の場合】

収集車がご自宅前まで進入できるか(収集車が通れない場合は、排出場所をあらかじめ指定してください)

●ごみの種類、品目、点数

(事前に品目やサイズ(幅・奥行き・高さ)を確認してください。)

②ごみ処理手数料をお伝えします。

- 有料ごみについては、申し込みの品目・点数に応じたごみ処理手数料をお伝えします。

③収集日、受付番号をお伝えします(メモをお取りください)。

- 粗ごみ・大型ごみの収集日:申し込みのあった週の翌週の水曜日です。申し込みが多い場合は、翌々週以降の水曜日になることがあります。
- 臨時ごみの場合:収集希望日の確認をします。
- 持ち込みごみの場合:自動車を持ち込みする場合は車種等を確認します。
- 動物死体の場合:道路にある動物死体の場合は、近隣場所の住所や目印の確認をします。

FAXによる申し込み(FAX 0120-37-8153) ※聴覚障害または言語障害のある方専用

①記載必要項目は以下のとおりです。

- 住所、氏名(世帯主)、電話番号、ごみの種類、品目、点数
- 大型ごみは、サイズ(幅・奥行き・高さ)も記載必要。



②FAX受付後、「粗大ごみ予約センター」からFAXにて返信があります。お知らせ内容は以下のとおりです。

- 収集日、受付番号
- 有料ごみがある場合は、金額

インターネットによる申し込み ※「粗ごみ」・「大型ごみ」のみ

【URL】 <https://www.eg-resource2.jp/hrk-gomi/>

パソコンや携帯電話などから24時間、待ち時間なく、粗大ごみの収集予約ができます。

●枚方市HPトップページ『便利なサービス』→『粗大ごみネット予約』または

●ごみ分別アプリさんあーる から簡単にお申し込みいただけます。

※過去に、電話及びFAXでの申し込みをされていない人は、インターネットでの申し込みができません。まずは電話での申し込みをお願いします。

※申し込み内容や住所、電話番号等が変更になった場合は、電話で変更登録をしてください。

▼以下QRコードからHPを確認できます。



▼以下QRコードからごみ分別アプリをダウンロードできます。



収集日までに、手数料分の枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】(ごみ処理券)を購入してください。

※粗ごみは無料のため、不要です。

枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】の購入方法は89ページを参照してください。

手数料分の枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】(ごみ処理券)を一点ごとに貼り付けて、指定された収集日時・排出場所に出してください。 ※臨時ごみは収集時に立ち合いが必要です。

①ごみ処理券(89ページ参照)は、シールになっていますので、1枚ごとに氏名と受付番号を記入して排出するごみの目立つところへ貼る、もしくは、担当の職員にお渡しください。

- 雨や風の強い日は、貼り紙が取れないように注意してください。
- 氏名、受付番号が確認できないものは収集できません。貼り忘れのないようにしてください。

②『粗大ごみ予約センター』でお伝えした収集日時を守り、指定排出場所に出してください。(収集時間は、交通事情や申し込み件数により異なります。)

③次の場合には、収集ができません。

- 申し込み内容と異なる場合
- ごみ処理券が確認できない場合やごみ処理券が不足している場合
- 大型ごみの中に粗ごみなどが入っている場合

ごみ出しの支援

1. ふれあいサポート収集

家庭ごみ収集において、日常のごみ出しが困難な一人暮らしの要介護高齢者や重度の障害者の世帯を対象に、戸別に玄関先まで収集に伺います。



1. 利用できる人

市内に住所を有する一人暮らしでホームヘルプサービスを現に利用し、次のいずれかの要件に該当する人。

- ① 要介護認定において要介護度1以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級
- ③ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がA
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級

【注意事項】

ご親族、ご近所、ホームヘルパーやボランティアなどの協力でごみ出しが可能な場合は利用の対象となりません。また、特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入所している場合等も対象となりません。

2. 申し込みと利用決定

- ① 申込書は、家庭ごみ業務第1課、長寿・介護保険課及び障害企画課の窓口に設置しています。申込書に必要事項を記入の上、いずれかの窓口に提出してください。ただし、ご本人の同意があれば、ご親族や民生委員、ケアマネージャーなどによる申し込みも可能です。
- ② 申し込み受付後、市の担当職員が直接ご本人宅を訪問し、申込内容、収集方法と収集場所を確認の上、利用の可否を決定し、利用者台帳に登録します。

【注意事項】

訪問時には、ご本人に関わっているケアマネージャーなどの立ち会いが必要です。

3. 収集するごみの種類

- ① 一般ごみ、ペットボトル・プラスチック製容器包装、空き缶、びん・ガラス類、紙類、粗大ごみ
- ② 当該サービスの利用者を対象に、屋内から大型ごみの持ち出し収集も行っています。利用内容等については、右記、2.大型ごみ持ち出しサポート収集の『2.申し込みと利用決定』『3.持ち出し収集するごみの種類』『4.利用者のみなさまへ』を参照してください。

【注意事項】

原則として、『一般ごみ』は週2回、定曜日に収集します。『空き缶、びん・ガラス類』、『紙類』及び『ペットボトル・プラスチック製容器包装』は月1回の収集になります。

2. 大型ごみ持ち出しサポート収集

世帯を構成（同居）するすべての方が75歳以上や要支援設定等を受ける世帯を対象に、屋内の大型ごみを自ら排出することが困難な場合、ご自宅を訪問し屋内から大型ごみを持ち出して収集します。

1. 利用できる世帯

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する人のみで構成される世帯。

- ① 75歳以上
- ② 要支援認定において要支援1以上
- ③ 要介護認定において要介護1以上
- ④ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級
- ⑤ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がA
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級

【注意事項】

ご親族、ご近所、ボランティアなどの協力で屋内から大型ごみを出すことが可能な場合は利用の対象となりません。また、特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入所している場合等も対象となりません。

2. 申し込みと利用決定

まずは、**家庭ごみ業務第1課（☎849-7969）**へご相談ください。ご相談を受けてから職員が訪問し、利用者条件等の確認、利用の可否を決定します。

3. 持ち出し収集するごみの種類

大型ごみ

4. 利用者のみなさまへ

- ① 収集日時を指定することはできません。
- ② サポート収集当日には、必要書類（承諾書等）の記入や作業の立ち会いが必要です。
- ③ 屋内からの持ち出し作業は無料ですが、大型ごみの処理手数料（枚方市証紙）は必要です。
- ④ 取り外しや解体など、持ち出し以外の作業を伴う場合や玄関先等からの持ち出しが困難な場合は、利用することができません。また、枚方市が収集及び処理しないものは収集できません。

枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】について

1. 枚方市証紙【ごみ・動物処理手数料】

- 枚方市証紙の種類は、300円券と600円券の2種類あります。



- 収集時に現金での取り扱いは行いません。
- 払い戻しや再発行はできません。
- 特殊なシールとなっており、一度貼るとはがした券は貼り付けできなくなっていますのでご注意ください。

2. 販売場所

枚方市証紙は市内のコンビニエンスストア、酒店、米穀店等で販売しています。各販売店には、市の証紙売りさばき所である指定証(右図)を掲示しています。



詳しくは、[市ホームページ](#)をご覧ください。また、以下の施設でも販売しています。

販売場所	住所	電話番号	FAX
環境部 循環型社会 推進課 (穂谷川清掃 工場管理棟)	田口5丁目 1-1	807-6211	849-6645
枚方市役所 受付案内 (本館)	大垣内町2丁 目1-20	841-1221	-
香里ヶ丘支所	香里ヶ丘3丁 目13	854-0401	-
津田支所	津田北町2丁 目25-1	858-1502	-
北部支所	楠葉並木2丁 目29-3	851-0330	-
枚方市駅市民 室サービスセ ンター (サンプラザ1 号館2階)	岡東町12-1	841-5041	-

家電リサイクル法対象品目の処理方法

1. 家電リサイクル法の対象品目

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象品目は、以下のとおりです。

- エアコン
- テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

※リサイクル料金や指定引取場所などについては下記にお問い合わせください。

※家電メーカー等によってリサイクル料金は異なります。また、リサイクル料金以外に別途料金(収集・運搬料金等)が必要となります。

一般財団法人 家電製品協会

家電リサイクル券センター ☎0120-319-640

2. 対象品目が不要となった場合の処理方法

1. 家電販売店(家電小売店、廃家電引き取り協力店等を含む)へ引き取りを依頼する

- 買い替えの場合は、新しい商品を購入する販売店に不要となった商品の引き取りを依頼してください。
- 引き取りのみの場合は、不要となった商品を購入した販売店もしくは、お近くの家電販売店へご相談ください。

※廃家電引き取り協力店については下記を参照ください。

[市ホームページ](#) 廃家電引き取り協力店一覧

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000011265.html>

2. 指定引取場所へ直接持ち込みをする

①事前準備

メーカー名、テレビについては『画面サイズ』、冷蔵庫・冷凍庫については『内容積』を確認・メモをしてください。

②リサイクル料金の支払い

上記メモを持参の上、郵便局(ゆうちょ銀行)に備え付けの『家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)』に必要事項を記載し、郵便局の窓口でリサイクル料金をお支払いください。

③指定引取場所への持ち込み

各指定引取場所の営業時間など事前確認の上、不要な商品及び支払い済みの家電リサイクル券を持って、指定引取場所へ持ち込みください。

※指定引取場所については、下記にお問い合わせください。

一般財団法人 家電製品協会

家電リサイクル券センター ☎0120-319-640

パソコンの処理方法

1. メーカーが存在するパソコン

●リサイクルマークあり

購入時にリサイクル料金を納めています。購入されたメーカーへ直接お申し込みください。



●リサイクルマークなし

回収再資源化料金(各メーカーが独自に設定しています)の支払いが必要になります。各メーカーのお問い合わせ窓口や☑ホームページ等でご確認ください。

2. メーカーが存在しないパソコン(自作パソコンを含む)

下記にお問い合わせください。

一般社団法人 パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685

※小型のノートパソコンは、サイズにより小型家電リサイクルの対象となる場合があります。詳しくは、『小型家電の回収』(下記)をご覧ください。

小型家電の回収・水銀使用廃製品の回収・その他のリサイクル

1. 小型家電の回収

デジタルカメラや携帯電話などの小型家電には金やレアメタル等の有用金属が含まれています。大切な資源を循環させるため、ご家庭にある使用済小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。なお、本市では、市内19カ所に専用の回収ボックス(緑色のボックス)を設置し、使用済小型家電を回収しています。

1. 回収対象品目及び回収ボックス設置場所



【その他の回収品目】

- 携帯型ラジオ・チューナ
- ヘッドホン・イヤホン
- ハードディスク類
- 電子血圧計・電子体温計
- 懐中電灯
- 時計
- 電話機(ファクシミリ含む)
- カー用品(カーナビ、ステレオ等)など

【回収ボックスの設置場所】

- 枚方市役所本庁舎別館
 - 各支所
 - 各生涯学習市民センター(津田・楠葉を除く)
 - 中央図書館
 - 穂谷川清掃工場
 - 東部清掃工場
- ※協力店については、☑市ホームページをご覧ください。

2. 回収にかかる注意事項

- ①家庭から出る小型家電のみが対象になります。
- ②回収できるものは、回収ボックスの投入口(縦20cm×横30cm)に入る大きさになります。
- ③個人情報が含まれているものは、事前に消去してください。
- ④回収ボックスに入れたものは、返却できません

2. 水銀使用廃製品の回収

水銀は健康被害や環境汚染をもたらす恐れがある有害な物質でもあり、「水銀に関する水俣条約」の採択を機に、適正な処理が求められるようになりました。

安全で安定的なごみ処理を継続するため、本市においてもご家庭から出る水銀使用廃製品の回収拠点を設けて分別回収を行っています。

1. 回収対象品目及び回収ボックス設置場所

- ①蛍光管(直管型、環型、電球型)、電池類(乾電池(円筒形・角型)、ボタン電池)

【ボックス回収】

【回収ボックスの設置場所】

- 枚方市役所本庁舎別館・各支所・各生涯学習市民センター(津田・楠葉を除く)・中央図書館・サプリ村野・穂谷川清掃工場・東部清掃工場

※協力店については、☑市ホームページをご覧ください。

- ②水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計

【窓口回収】

- 穂谷川清掃工場・東部清掃工場

※蛍光管や電池類と比べ、1本あたりの水銀含有量が多いため、窓口で引き取りします。



2. 回収にかかる注意事項

- ①会社などで不要となったものは産業廃棄物として処理してください。
- ②小型充電式電池は対象外です。一般社団法人JBRCが設置するリサイクルボックスをご利用ください。
- ③水銀使用廃製品が破損した場合の対処方法は、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」をご覧ください。
- ④回収ボックスを利用できない場合は、これまでどおりの方法で処分してください。

3. 小型充電式電池のリサイクル

小型充電式電池は、ニッケル、カドミウム、コバルトなど希少な資源が使われています。ご家庭の使用済み小型充電式電池は、リサイクル協力店に設置しているリサイクルボックス(黄色のボックス)に出していただきますようお願いいたします。詳しくは下記をご覧ください。



一般社団法人 JBRC

☑ホームページ <https://www.jbrc.com/>

4. 携帯電話等のリサイクル

不要となった携帯電話、PHS 端末の本体や充電器、電池は、下記のマークのあるショップにより無償で回収しています。また、小型家電回収ボックスでの回収も行っています。詳しくは、下記にお問い合わせください。



一般社団法人 電気通信事業者協会
☎03-4555-4124
📄ホームページ <https://www.tca.or.jp/>

5. 消火器のリサイクル

本市では、消火器の収集を行っていません。消火器の処分は一般社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店（特定窓口）と協力して行っています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

一般社団法人 日本消火器工業会
☎03-3866-6258
📄ホームページ <https://www.jfema.or.jp/>

ごみの減量にチャレンジ！

ごみを減らすためには、「自分ひとりだけがごみを減らしても仕方がない」という考え方でなく、「みんなが少しでも減らせば多くのごみを減らすことができる」という考え方で取り組まなければごみは減量できません。

また、「ごみを減らさなければいけない！」と固く考えてしまうと面倒になってしまいますので、まず、簡単で身近なことから始めてみましょう。

1. なぜ、ごみを減らすの？

これまで私たちは便利で豊かな暮らしを求め、天然資源である鉱物や化石燃料などで、たくさんの物を作り、使い、そして、それをごみとして処理をしてきました。しかし、ごみとして処理しているものの中には、資源としてリサイクルできるものがたくさんあります。

ごみを分別し、資源化することでごみを減らすことは、限りある天然資源の消費を抑制することやごみの処理にかかる費用を軽減するなど無駄のない暮らしを築くことにつながります。

2. 実行してみよう！

1. 台所や食卓でごみを減らそう！

みなさんは、買い物に行ったときに、食料品の安売りで買いすぎや衝動買いをしていませんか？調理しないまま冷蔵庫で賞味期限が切れたとって、そのままごみ箱へなんて経験はありませんか？また、必要以上に料理を作りすぎて食べきれずに捨ててしまうことはありませんか？食べずに捨てるものをなくすだけで、かなりのごみを減らすことができます。

食べ物に「もったいない」の気持ちを

日曜日は「食べのこサンデー」

- 〈食べる分だけ 作りましょう〉
- 〈食べる分だけ 注文しましょう〉
- 〈ごはんを無理なく 食べきりましょう〉

日曜日には、冷蔵庫に残っている食材を必ず確認。食品ロス削減を意識し、日々の行動につなげよう。食品ロスをなくすために、毎日の取り組みが重要！

2. 分別することでごみを減らそう！

リサイクルはごみを減らすための重要な方法のひとつであり、分別することでリサイクルできるものは、ごみではありません。一般家庭から排出されるごみの中には、分別することで『資源』として再生利用できるものがたくさんあります。再生利用できる資源の回収を積極的に活用しましょう。

資源として排出しましょう！

- 食品トレイや紙パックなどは、スーパーなどの店頭回収に出しましょう。
- 新聞、段ボール、雑誌・雑がみ（メモ紙や封筒、紙箱など）、アルミ缶、古着などは地域の集団回収に出しましょう。

市が収集及び処理しない主なごみの一覧

【事業者関係等】

品目	依頼・相談先等
産業廃棄物	産業廃棄物処理業者へ依頼
事業系ごみ(一般廃棄物)	一般廃棄物処理業者へ依頼

【建築資材関係等】

品目	依頼・相談先等
建築廃材	工事の請負業者へ依頼
ブロック、瓦、レンガ、ガラ、コンクリート製品、土、砂、石、汚泥	一般廃棄物業者へ依頼
薬剤、ペンキ、ドラム缶	販売店及び製造元に相談
<ul style="list-style-type: none"> ・物置(※1)、温室(※1)、浴槽、便器 ・ソーラー給湯器、電気温水器 ・門扉・ドア・フェンス(※2)、シャッター、カーポート ・鉄柱、鉄板、ワイヤーロープなど鋼材 	販売店及び製造元に相談。

【車両関係等】

品目	依頼・相談先等
自動車部品(バンパー、タイヤ、タイヤホイール、バッテリーなど)	交換時に引き取りを依頼。
原動機付き自転車・自動二輪車及びその部品	販売店及び製造元に相談
エンジン・モーター付機械類、発電機、農業機械類・耕運機	販売店及び製造元に相談。

【家電製品関係等】

品目	依頼・相談先等
特定家庭用機器再商品化法対象機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)	『家電リサイクル法対象品目の処理方法』89ページを参照
パソコン(取り替えた部品等は除く)	『家庭系パソコンの処理方法』90ページを参照

【趣味関係等】

品目	依頼・相談先等
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄アレイ、バーベル、ダンベルなど ・コンプレッサー ・ピアノ ・エアーボンベ ・ボート ・ボウリング球 	販売店及び製造元に相談。

【その他生活関係等】

品目	依頼・相談先等
廃油、灯油ガソリン等の油類	販売店に相談
仏壇	販売店及び製造元に相談
ガスボンベ(カセットボンベは除く)	販売店及び製造元に相談
消火器	販売店及び製造元に相談
木材(※3)	切断された場合は収集及び持ち込みが可能
脚立・はしご(2m以上のもの)、オイルヒーター(※4)、リヤカー、耐火金庫	販売店及び製造元に相談。
市が収集及び処理できないごみの一覧品目に類するもの	販売店及び製造元に相談

※1：1辺が2m以上のものまたは1辺が1m以上で解体していないもの

※2：スチール製または鋳物製

※3：●丸太・角材状：長さ1m以上、直径・幅10cm以上
●板状：長さ1m以上、厚さ5cm以上、幅30cm以上

※4：オイルを抜いていないもの

収集日についてのお知らせ

『一般ごみ』や『ペットボトル・プラスチック製容器包装』は、固定された曜日により毎週の収集となっていますが、『空き缶、びん・ガラス類』、『紙類』については、隔週（第5回目の曜日以外で月に2回）により収集を行っています。

1. 『空き缶、びん・ガラス類』、『紙類』の収集

- 月に2回の収集を行います。（第1・3回目の曜日、もしくは、第2・4回目の曜日のどちらかになります。）
- 第5回目の曜日に『空き缶、びん・ガラス類』、『紙類』の収集はありません。

2. 収集する曜日の確認方法

■は、第1回目（第3回目）の曜日、また、■は、第2回目（第4回目）の曜日となります。

【サンプル1】

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	第1回目 月曜日	第1回目 火曜日	第1回目 水曜日	第1回目 木曜日	第1回目 金曜日	第1回目 土曜日
7	8	9	10	11	12	13
第1回目 日曜日	第2回目 月曜日	第2回目 火曜日	第2回目 水曜日	第2回目 木曜日	第2回目 金曜日	第2回目 土曜日
14	15	16	17	18	19	20
第2回目 日曜日	第3回目 月曜日	第3回目 火曜日	第3回目 水曜日	第3回目 木曜日	第3回目 金曜日	第3回目 土曜日
21	22	23	24	25	26	27
第3回目 日曜日	第4回目 月曜日	第4回目 火曜日	第4回目 水曜日	第4回目 木曜日	第4回目 金曜日	第4回目 土曜日
28	29	30	31			
第4回目 日曜日	第5回目 月曜日	第5回目 火曜日	第5回目 水曜日			

第5回目の曜日には
収集はありません！

【サンプル2】

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				第1回目 木曜日	第1回目 金曜日	第1回目 土曜日
4	5	6	7	8	9	10
第1回目 日曜日	第1回目 月曜日	第1回目 火曜日	第1回目 水曜日	第2回目 木曜日	第2回目 金曜日	第2回目 土曜日
11	12	13	14	15	16	17
第2回目 日曜日	第2回目 月曜日	第2回目 火曜日	第2回目 水曜日	第3回目 木曜日	第3回目 金曜日	第3回目 土曜日
18	19	20	21	22	23	24
第3回目 日曜日	第3回目 月曜日	第3回目 火曜日	第3回目 水曜日	第4回目 木曜日	第4回目 金曜日	第4回目 土曜日
25	26	27	28	29	30	
第4回目 日曜日	第4回目 月曜日	第4回目 火曜日	第4回目 水曜日	第5回目 木曜日	第5回目 金曜日	

同じ週であっても、
第1回目と第2回目の
曜日に分かります！

3. 曜日と日付の関係について

収集日をカレンダーで確認する方法については、どの月の場合でも以下のとおりとなります。

- 第1回目の曜日： 1日 ～ 7日
- 第2回目の曜日： 8日 ～ 14日
- 第3回目の曜日： 15日 ～ 21日
- 第4回目の曜日： 22日 ～ 28日
- 第5回目の曜日： 29日 ～ 31日 ⇒ 収集はありません！

市ホームページには、地域別のごみ収集カレンダーを掲載していますのでご利用ください。

枚方市家庭ごみの地域別収集日程表

届出・証明

税金

保険・年金

福祉

健康・医療

子育て・教育

家庭ごみの
分け方・出し方

暮らし

施設案内

相談

市政

町名	一般ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	空き缶・びん・ガラス類	紙類(新聞紙・ポスター、雑誌がみ)
あ 朝日丘町	火・金	木	第2・4月	
天之川町	月・木	火	第2・4月	
い 伊加賀北町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀寿町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀栄町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀西町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀東町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀本町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀緑町	火・金	木	第2・4月	
伊加賀南町	火・金	木	第2・4月	
池之宮1~4丁目	月・木	火	第2・4月	
磯島北町	月・木	火	第1・3月	
磯島茶屋町	月・木	火	第2・4月	
磯島南町	月・木	火	第1・3月	
磯島元町	月・木	火	第1・3月	
印田町	月・木	金	第1・3月	
う 上野1~3丁目	月・木	火	第2・4月	
宇山町	月・木	水	第1・3月	
宇山東町	月・木	水	第1・3月	
お 大字杉	火・金	月	第1・3月	
大字尊延寺	火・金	月	第1・3月	
大字津田	月・木	火	第1・3月	
大字穂谷	火・金	月	第1・3月	
大垣内町1~3丁目	火・金	木	第2・4月	
大峰北町1、2丁目	月・木	火	第2・4月	
大峰東町	月・木	火	第2・4月	
大峰南町	月・木	火	第1・3月	
大峰元町1、2丁目	月・木	火	第2・4月	
岡東町	火・金	木	第2・4月	
岡本町	火・金	木	第2・4月	
岡南町	火・金	木	第2・4月	
岡山手町	火・金	木	第2・4月	
小倉町	月・木	火	第2・4月	
小倉東町	月・木	火	第2・4月	
か 甲斐田新町	火・金	木	第1・3月	
甲斐田町	月・木	火	第2・4月	
甲斐田東町	月・木	火	第2・4月	
春日北町1~5丁目	月・木	火	第1・3月	
春日西町1~4丁目	月・木	火	第1・3月	
春日野1、2丁目	月・木	火	第1・3月	
春日東町1、2丁目	月・木	火	第1・3月	
春日元町1、2丁目	月・木	火	第1・3月	
片鉾東町	月・木	火	第2・4月	
片鉾本町	月・木	火	第2・4月	
上島町	月・木	水	第1・3月	
上島東町	月・木	水	第1・3月	
川原町	火・金	木	第2・4月	
き 菊丘町	火・金	木	第2・4月	
菊丘南町	月・木	金	第2・4月	
北片鉾町	月・木	火	第2・4月	
北楠葉町	火・金	水	第2・4月	
北中振1、2丁目	月・木	金	第2・4月	
北中振3、4丁目	火・金	木	第2・4月	
北船橋町	火・金	水	第2・4月	
北山1丁目	火・金	月	第1・3月	
禁野本町1丁目	火・金	木	第2・4月	
禁野本町2丁目	月・木	火	第2・4月	
楠葉朝日1、2丁目	火・金	水	第1・3月	

町名	一般ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	空き缶・びん・ガラス類	紙類(新聞紙・ポスター、雑誌がみ)
く 楠葉朝日3丁目	火・金	月	第2・4月	
楠葉丘1、2丁目	火・金	月	第2・4月	
楠葉中之芝1、2丁目	火・金	水	第2・4月	
楠葉中町	火・金	月	第2・4月	
楠葉並木1、2丁目	火・金	水	第2・4月	
楠葉野田1~3丁目	火・金	月	第2・4月	
楠葉花園町	火・金	水	第2・4月	
楠葉美咲1~3丁目	火・金	水	第1・3月	
楠葉面取町	火・金	水	第1・3月	
楠葉面取町1、2丁目	火・金	水	第1・3月	
車塚1、2丁目	月・木	火	第2・4月	
こ 高田1、2丁目	月・木	金	第2・4月	
交北1~4丁目	月・木	火	第2・4月	
高野道1、2丁目	火・金	水	第1・3月	
香里園桜木町	月・木	金	第2・4月	
香里園町	月・木	金	第2・4月	
香里園東之町	月・木	金	第2・4月	
香里園山之手町	月・木	金	第2・4月	
香里ヶ丘1丁目	月・木	金	第1・3月	
香里ヶ丘2~12丁目	月・木	金	第2・4月	
黄金野1、2丁目	月・木	火	第2・4月	
御殿山町	月・木	火	第2・4月	
御殿山南町	月・木	火	第2・4月	
さ 桜丘町	月・木	金	第1・3月	
桜町	火・金	木	第2・4月	
し 釈尊寺町	月・木	金	第1・3月	
招提大谷1~3丁目	火・金	月	第1・3月	
招提北町1~3丁目	火・金	水	第1・3月	
招提田近1~3丁目	火・金	水	第1・3月	
招提中町1丁目	月・木	火	第1・3月	
招提中町2、3丁目	火・金	木	第1・3月	
招提東町1~3丁目	火・金	木	第1・3月	
招提平野町	月・木	火	第1・3月	
招提南町1丁目	月・木	火	第1・3月	
招提南町2、3丁目	火・金	木	第1・3月	
招提元町1~4丁目	火・金	水	第1・3月	
新之栄町	月・木	火	第2・4月	
新町1、2丁目	火・金	木	第2・4月	
す 翠香園町	月・木	金	第2・4月	
杉1~4丁目	火・金	月	第1・3月	
杉北町1丁目	火・金	月	第1・3月	
杉責谷1丁目	火・金	月	第1・3月	
杉山手1~3丁目	火・金	月	第1・3月	
須山町	火・金	木	第1・3月	
そ 宗谷1、2丁目	火・金	月	第1・3月	
尊延寺1~6丁目	火・金	月	第1・3月	
た 高塚町	火・金	木	第2・4月	
田口1、2丁目	月・木	火	第2・4月	
田口3、4丁目	火・金	木	第1・3月	
田口5丁目	火・金	木	第2・4月	
田口山1~3丁目	火・金	月	第1・3月	
田宮本町	火・金	木	第2・4月	
つ 津田駅前1、2丁目	月・木	火	第1・3月	
津田北町1丁目	月・木	火	第2・4月	
津田北町2、3丁目	月・木	火	第1・3月	
津田西町1~3丁目	月・木	火	第1・3月	
津田東町1~3丁目	月・木	火	第1・3月	
津田南町1、2丁目	月・木	火	第1・3月	

町名	一般ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	空き缶・びん・ガラス類	紙類(新聞紙、雑誌、紙ボイラ、雑紙)
つ 津田元町1~4丁目	月・木	火	第1・3水	
津田山手1、2丁目	月・木	火	第1・3水	
堤町	火・金	木	第2・4月	
て 出口1~6丁目	火・金	木	第2・4水	
出屋敷西町1、2丁目	月・木	火	第2・4金	
出屋敷元町1、2丁目	火・金	月	第1・3木	
と 藤田町	月・木	金	第1・3火	
堂山1~3丁目	火・金	木	第1・3月	
堂山東町	月・木	火	第2・4金	
な 長尾荒阪1、2丁目	火・金	月	第1・3木	
長尾家具町1~5丁目	火・金	月	第1・3木	
長尾北町1~3丁目	火・金	月	第1・3木	
長尾台1~4丁目	火・金	月	第1・3水	
長尾谷町1~3丁目	火・金	月	第1・3木	
長尾峠町	火・金	月	第1・3木	
長尾西町1~3丁目	火・金	月	第1・3木	
長尾播磨谷1丁目	火・金	月	第1・3水	
長尾東町1~3丁目	火・金	月	第1・3水	
長尾宮前1、2丁目	火・金	月	第1・3水	
長尾元町1~7丁目	火・金	月	第1・3木	
中宮大池1~4丁目	月・木	火	第2・4金	
中宮北町	月・木	火	第2・4金	
中宮西之町	火・金	木	第1・3月	
中宮東之町	火・金	木	第1・3月	
中宮本町	火・金	木	第1・3月	
中宮山戸町	火・金	木	第1・3月	
渚内野1~4丁目	月・木	水	第1・3金	
渚栄町	月・木	火	第2・4金	
渚西1~3丁目	月・木	水	第1・3金	
渚東町	月・木	火	第2・4金	
渚本町	月・木	火	第2・4金	
渚南町	月・木	火	第2・4金	
渚元町	月・木	火	第2・4金	
茄子作1~5丁目	月・木	金	第1・3火	
茄子作北町	月・木	金	第1・3火	
茄子作東町	月・木	金	第1・3火	
茄子作南町	月・木	金	第1・3火	
に 西禁野1、2丁目	月・木	火	第2・4金	
西招提町	月・木	水	第1・3金	
西田宮町	火・金	木	第2・4月	
西船橋1、2丁目	火・金	水	第2・4木	
西牧野1~4丁目	月・木	水	第1・3金	
の 野村北町	月・木	火	第2・4金	
野村中町	月・木	火	第1・3水	
野村南町	月・木	火	第1・3水	
野村元町	月・木	火	第1・3水	
は 走谷1丁目	月・木	金	第2・4水	
走谷2丁目	火・金	木	第2・4月	
ひ 東香里1~3丁目	月・木	金	第2・4火	
東香里新町	月・木	金	第2・4火	
東香里南町	月・木	金	第2・4火	
東香里元町	月・木	金	第2・4火	
東田宮1丁目	火・金	木	第2・4月	
東田宮2丁目	月・木	金	第1・3火	
東藤田町	月・木	金	第1・3火	
東中振1、2丁目	月・木	金	第2・4水	
東船橋1、2丁目	火・金	水	第1・3月	
東牧野町	月・木	火	第1・3金	

町名	一般ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	空き缶・びん・ガラス類	紙類(新聞紙、雑誌、紙ボイラ、雑紙)
ひ 東山1、2丁目	火・金	水	第1・3月	
樋之上町	火・金	水	第2・4木	
氷室台1丁目	火・金	月	第1・3水	
枚方上之町	火・金	木	第2・4月	
枚方公園町	火・金	木	第2・4月	
枚方元町	火・金	木	第2・4月	
ふ 藤阪北町	火・金	月	第1・3木	
藤阪天神町	火・金	月	第1・3水	
藤阪中町	火・金	月	第1・3木	
藤阪西町	火・金	月	第1・3木	
藤阪東町1~4丁目	火・金	月	第1・3水	
藤阪南町1、2丁目	火・金	月	第1・3木	
藤阪南町3丁目	火・金	月	第1・3水	
藤阪元町1~3丁目	火・金	月	第1・3木	
船橋本町1、2丁目	火・金	水	第2・4木	
ほ 星丘1~4丁目	月・木	金	第1・3火	
穂谷1~4丁目	火・金	月	第1・3水	
ま 牧野北町	火・金	水	第2・4木	
牧野阪1、2丁目	月・木	水	第1・3金	
牧野阪3丁目	月・木	火	第1・3金	
牧野下島町	月・木	水	第1・3金	
牧野本町1、2丁目	月・木	火	第1・3金	
町楠葉1、2丁目	火・金	水	第2・4木	
松丘町	火・金	木	第1・3月	
み 三矢町	火・金	木	第2・4月	
南楠葉1丁目	火・金	水	第2・4木	
南楠葉2丁目	火・金	月	第2・4木	
南中振1丁目	月・木	金	第2・4水	
南中振2、3丁目	火・金	木	第2・4水	
南船橋1、2丁目	月・木	水	第1・3金	
都丘町	火・金	木	第1・3月	
宮之阪1~5丁目	火・金	木	第2・4月	
宮之下町	月・木	金	第2・4火	
む 村野高見台	月・木	金	第1・3火	
村野西町	月・木	金	第1・3火	
村野東町	月・木	金	第1・3火	
村野本町	月・木	金	第1・3火	
村野南町	月・木	金	第1・3火	
め や 三栗1、2丁目	月・木	水	第1・3金	
養父丘1、2丁目	月・木	水	第1・3金	
養父西町	月・木	水	第1・3金	
養父東町	月・木	水	第1・3金	
養父元町	月・木	水	第1・3金	
山田池北町	火・金	月	第1・3木	
山田池公園	火・金	月	第1・3木	
山田池東町	火・金	月	第1・3木	
山田池南町	火・金	月	第1・3木	
山之上1、4、5丁目	月・木	金	第2・4火	
山之上2、3丁目	月・木	金	第1・3火	
山之上北町	月・木	金	第2・4火	
山之上西町	月・木	金	第2・4火	
山之上東町	月・木	金	第1・3火	
わ 王仁公園	火・金	月	第1・3水	